

津和野町公告第 31 号

津和野町特定環境保全公共下水道事業（津和野処理区）事業計画の変更案を作成したので、次のとおり一般の縦覧に供する。

なお、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、利害関係者は、当該下水道事業計画の変更案について縦覧期間満了の日までに津和野町に意見書を提出することができる。

令和 8 年 7 月 21 日

津和野町長 下 森 博 之

1 名 称

津和野町特定環境保全公共下水道

2 変更の内容

事業計画区域の一部を削除し、区域面積を 105.3ha から 102.6ha へ変更
事業期間を令和 9 年 3 月 31 日から令和 15 年 3 月 31 日へ 6 年延伸

3 縦 覧 場 所

津和野町役場津和野庁舎（環境生活課）

4 縦 覧 期 間

令和 8 年 7 月 21 日（火）から令和 8 年 8 月 4 日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）